



三好市環第 192 号
2023 年 9 月 28 日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 徳島県三好市山城町大和川 697 番地 1
氏 名 株式会社 明和クリーン
代表取締役 楠本 隆文 殿

三好市長 高井美穂



2023 年 9 月 4 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

- | | |
|---------------|--|
| 1 営業所の所在地及び名称 | 所在地 徳島県三好市池田町州津乳ノ木 1372 番地
名 称 池田営業所

所在地 徳島県三好市山城町寺野字大休場 956 番地
名 称 山城事業所 |
| 2 取扱廃棄物の種類 | 災害時等の一般廃棄物

事業系及び一般廃棄物の焼却灰、ばいじん、不燃ごみ、有機性汚泥 |
| 3 収集運搬及び処分の別 | 中間処理(破碎・焼却)

最終処分(埋立) |
| 4 許可の期限 | 自 2023 年 10 月 1 日
至 2025 年 9 月 30 日 |
| 5 許可車両台数 | — |
| 6 作業区域 | 三好市内 |
| 7 許可条件 | 別紙許可条件のとおり |

一般廃棄物処理業(処分)の許可条件

(法令上の責任)

- 1 一般廃棄物(ごみ)処理業許可業者(以下「事業者」という。)は、一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の処分を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び三好市一般廃棄物処理業の許可手続に関する規則の規定を守り、かつ本市の廃棄物処理方針に従わなければならない。

(廃棄物の種類)

- 2 処分する廃棄物は、本市の計画区域内にて発生し排出されるものでなければならない。また、取扱廃棄物の種類、作業区域、対象事業所等を指定して許可を受けた者にあつては、当該指定に係るもの以外の廃棄物を処分してはならない。
- 3 計画区域外の廃棄物を計画区域内に搬入してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたものについてはこの限りではない。また、計画区域内の廃棄物を計画区域外へ搬出してはならない。
- 4 廃棄物は市長に提出した作業計画に基づき、処分することを原則とする。

(業務履行の原則)

- 5 事業者は、許可業務の遂行にあたっては、この許可条件を遵守しなければならない。

(業務専念の義務)

- 6 許可業務の遂行にあたっては、誠意を持って、自らこれに専念しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 7 事業者は、理由の如何を問わず第三者に対し許可業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請負わせ、又は許可に基づいて生じる一切の権利義務を譲渡してはならない。

(廃棄物の処分)

- 8 (1) 廃棄物の処理に起因する公害及び災害の発生を防止し、地域住民等の生命及び財産に被害を与えないこと。
- (2) 廃棄物の排出抑制に努めるとともに、一般廃棄物の減量化及び再生利用を積極的に推進すること。
- (3) 搬入された廃棄物の飛散、流出及び地下浸透、並びに悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じなければならない。
- (4) 処理施設への搬入においては、一般車両の優先、走行速度、進入退出の経路及び時間帯等について配慮し、廃棄物の飛散及び汚水の流出等によりその経路を汚したときは、速やかに清掃しなければならない。
- (5) 一般廃棄物処分業の業務開始後、地元等からの苦情については、自ら誠意をもって速やかに解決すること。

(賠償責任)

9 事業者の責に帰すべき行為により他に損害を与えたときは、事業者が直接賠償責任を負うものとする。

(許可の取消し等)

10 市長は、次の各号の一に該当する行為があったときは、許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

(1) この許可条件を履行しないとき。

(2) 破産の宣告を受けたとき。

(3) 事業者（事業者の従業員を含む。）が市長の指導及び指示に従わないとき。

(4) 不信行為等により市長が不相当と認めたとき。

(5) 計画区域外から本市に一般廃棄物を搬入し、処分したとき。

(6) その他本市において不都合と認められる行為があったとき。

制度の改正その他市長が必要と認めたときは、この許可を取り消すことができる。

(疑義発生時)

11 この許可条件中疑義を生じたとき、又は明示のない事項については、すべて本市の解釈によるものとする。

(効力の発生)

12 この許可条件は、許可の日から効力が発生する。